

阿賀野市選挙管理委員会告示第 105号

令和6年10月27日執行の阿賀野市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定による選挙運動に関する収入及び支出に関する要旨の公表方法は、同条第2項の規定により阿賀野市の掲示場にこれを掲示する方法により行うものと定めた。

令和6年10月20日

阿賀野市選挙管理委員会
委員長 小林 壽 英